

# 紀宝町新型コロナウイルス感染症対策支援事業

新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大のなか、経済活動の停滞等による生活への影響が広がっています。

このような状況を踏まえ、紀宝町では不安の軽減と感染拡大の防止を図るため、紀宝町が単独で行う支援事業および国・県の現時点の主な支援制度の概要対策を取りまとめました。詳細につきましては各制度に記載の担当課へお問い合わせください。

## ◆ 紀宝町単独支援事業

### ▶ 町民の方

事業名	目的	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合せ先）
紀の宝商品券	イベントや外出自粛により、停滞している経済状況を鑑み、商店等での販売促進など町内における消費活動の喚起および家計の負担を軽減します	町内に住所を有する人	1人あたり <b>5,000円</b> の <b>商品券</b> を配布	郵送される引換券を指定の場所で商品券に引き換え	【引換期間】 5月25日～6月30日 【使用期限】10月末	役場産業振興課 ☎33-0336
紀宝町子育て等応援給付金	子育て世帯への支援策として、児童手当受給者（0歳～15歳）および高校生等（16歳～18歳）の保護者に子育て等応援給付金2万円を支給します	児童手当を受給している世帯、および高校生等（16歳～18歳）の保護者	対象児童1人につき <b>2万円</b> 給付（1回限り）	児童手当受給者は児童手当の指定口座に振り込み、高校生等の保護者は申請が必要	6月下旬に支給予定	役場福祉課 ☎33-0339
紀宝町ひとり親家庭応援給付金	ひとり親世帯への支援策として、未就学児（0歳～6歳）の保護者に紀宝町ひとり親家庭応援給付金3万円を支給します	児童扶養手当を受給している世帯のうち未就学児（0歳～6歳）のいる保護者	対象児童1人につき <b>3万円</b> 支給（1回限り）	児童扶養手当の指定口座に振込	6月下旬に支給予定	役場福祉課 ☎33-0339
就学援助費の増額（一時金支給）	臨時休校により生活費等の支出の増加状況を鑑み、一人親家庭（児童扶養手当対象者）や町民税非課税世帯等に支給している就学援助費を増額して支給します	就学援助費を受給している児童生徒の保護者	通常支給している援助費に <b>3万円</b> 追加（1回限り）	追加受給に関する手続きは不要（就学援助費の申請は在籍する小中学校にて受付中）	7月支給分に上乗せ	役場教育課 ☎33-0341
特別支援教育就学奨励費の増額（一時金支給）	臨時休校により、急遽自宅でのケア等の理由で生活費等の支出の増加、あるいは仕事を休むことによる収入の減少等の状況に鑑み、特別支援教育就学奨励費を増額して支給します	特別支援学級在籍児童生徒の保護者	通常支給している奨励費に <b>1万5千円</b> 追加（1回限り）	追加受給に関する手続きは不要（特別支援教育就学奨励費の申請は在籍する小中学校にて受付中）	7月支給分に上乗せ	役場教育課 ☎33-0341
高齢者マスク配布	新型コロナウイルス感染症を予防するため、マスクを配布します	65歳以上の高齢者	対象者1人につき <b>マスク10枚</b> を配布	不要	5月中旬に送付	役場福祉課 ☎33-0339
妊婦マスク配布	新型コロナウイルス感染症を予防するため、マスクを配布します	4月28日以降、出産を予定されている妊婦	対象者1人につき <b>マスク10枚</b> を配布	不要	5月中旬に送付	役場みらい健康課 ☎33-0355

### ▶ 事業者の方

事業名	目的	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合せ先）
三重県新型コロナウイルス感染症阻止協力金（県・市町協調事業）	三重県が行う緊急事態措置による休業要請・営業時間の短縮に全面協力する中小企業・小規模企業等に対し、町と県が協調して協力金を交付します	三重県が行う緊急事態措置による休業要請・営業時間の短縮に全面協力する中小企業・小規模企業（個人事業主を含む）等	1事業者あたり <b>50万円</b> （県25万円、町25万円）	必要書類を県まで郵送	【申請期間】 4月27日～5月22日	役場産業振興課 ☎33-0336
紀宝町新型コロナウイルス感染症経営応援金	町長要請等に伴う町民の行動自粛の影響を受け経営に支障が生じている町内の食事提供施設に対し、経営の維持または継続のための応援金を交付します	紀宝町内に食事提供施設を営む方で、「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の交付対象外の事業者	1事業者あたり <b>10万円</b>	必要書類を担当課まで郵送	【申請期間】 5月18日～6月5日	役場産業振興課 ☎33-0336
紀宝町新型コロナウイルス感染症拡大阻止支援金	施設の使用停止や営業時間の短縮に協力するが、三重県新型コロナウイルス感染症阻止協力金の交付対象とならない町内に住所を有する県外事業者に対して支援金を交付します	「新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金」の対象とならない、町に住民票または法人登記を有し、県外に事業所、店舗等を構える中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）	1事業者あたり最大 <b>25万円</b>	必要書類を担当課まで郵送	【申請期間】 5月18日～6月5日	役場産業振興課 ☎33-0336

## ◆国の支援事業

事業名	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合先）
特別定額給付金	町内に住所を有する人	1人あたり <b>10万円</b>	担当窓口等へ申請、またはオンラインで申請	【申請期間】 5月15日～8月14日	役場税務住民課 ☎33-0337
子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給する世帯（特例給付の方を除く）	対象児童1人につき <b>1万円</b> 給付（1回限り）	児童手当の指定口座に振り込み	6月下旬に支給予定	役場福祉課 ☎33-0339
税の猶予	令和2年2月以降、事業等にかかる収入が前年同期に比べ概ね20%以上減少している個人および事業所	令和2年2月1日～令和3年1月31日までに納期限が到来する税金の納税を猶予（原則1年間）	担当窓口へ申請	【申請期限】 令和2年6月30日または納期限まで	役場税務住民課 ☎33-0337
国民健康保険税の減免	国民健康保険に加入し、新型コロナウイルスにより、①主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病を負った世帯、②主たる生計維持者の事業収入などが前年比で3/10以上減少した世帯	令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限がある国民健康保険税を①全額免除、②国の基準で算定した額を免除	担当窓口へ申請	【申請期間】 5月1日～	役場税務住民課 ☎33-0337
国民年金保険料の免除	新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方	令和2年2月分から令和2年6月分の <b>保険料を免除または猶予</b>	担当課または年金事務所の窓口へ申請または郵送	【申請期間】 5月1日～	役場税務住民課 ☎33-0337
資金繰り支援（事業者向け融資）	新型コロナウイルスの影響により売上が減少した事業者	政府系金融機関や民間金融機関が実施するセーフティネット保証等の貸付要件の緩和や信用保証料及び金利の減免など	各金融機関などへ申請	各融資により異なります	三重県信用保証協会 ☎059-229-6011
持続化給付金	1ヶ月の売上が前年同月と比較し50%以上減少している事業者	中小法人等 最大 <b>200万円</b> 個人事業主等 最大 <b>100万円</b>	電子申請（PC・スマートフォン等）※電子申請が困難な事業者向けに申請サポート会場を開設予定	【申請期間】 令和3年1月15日まで	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
雇用調整助成金	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用維持を図った事業主	労働者1人1日当たり最大 <b>8,330円</b> ※教育訓練を実施した場合、最大2,400円加算	事業所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出または郵送	【申請期間】 令和2年6月30日まで	ハローワーク熊野 ☎0597-89-5351
小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等を休むことが必要な子供の保護者を雇用する事業主	労働者1人1日当たり最大 <b>8,330円</b>	学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）	【申請期間】 令和2年9月30日まで	学校等休業助成金コールセンター ☎0120-60-3999

## ◆県の支援事業

事業名	対象者	内容	手続き	時期	担当課（お問合先）
三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）	県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模事業所で新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが前年同月比で15%以上減少している事業者	衛生用品や設備導入の購入に対し、上限 <b>10万円</b>	県へ申請	【申請期間】 5月15日～5月29日	公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 ☎059-253-4355
宿泊予約延期協力金	宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力される宿泊事業者	①4月25日から5月31日中に宿泊される予定の延期・キャンセルした件数1人泊あたり6千円 ②5月7日から5月31日までの営業休止日数1日あたり6千円（1施設あたり12万円を上限）	必要書類を県まで郵送	【申請期間】 4月27日～6月5日 【対象期間】 4月25日～5月31日	三重県協力金相談窓口 ☎059-224-2520
高校生等奨学給付金	新型コロナウイルス感染症の影響などで、保護者等の収入が激減した世帯	給付額は世帯の状況により変わります	各学校の担当者	【申請期間】 家計急変後、随時	三重県教育委員会教育財務課奨学給付金担当 ☎059-224-2827

※上記情報は5月3日現在のものです。また、国、県の支援事業については上記以外の支援事業も実施しています。詳しくは各省庁および三重県ホームページ等でご確認ください。